



男女共同参画センターに関する概況について

令和5年2月1日
内閣府男女共同参画局

男女共同参画センターについて

男女共同参画のための総合的な施設として、地域の様々な課題に対応するための実践的活動を行っている。法律上の根拠はなく、都道府県や市区町村が条例等を制定し、設置している。

1. 主な事業

○広報啓発

男女共同参画の推進を目的としたフォーラム・シンポジウムの開催、広報誌の発行

○講座

教養・知識等を身につけるための講座の開催、技術・資格の取得

○相談事業

子育て等家庭に関する相談、女性の健康に関する相談、女性に関する法律相談への対応等

○情報収集・提供

書籍資料・情報の収集、図書館やHP等を通じた情報提供

○調査研究

男女共同参画に関する意識調査や他地域の男女共同参画に関する事例研究等の調査・研究

等

2. 設置状況（令和4年4月1日現在）

○都道府県：45都道府県設置、49施設

○政令指定都市：全20市設置、29施設

○市区町村（政令指定都市を除く）：275市区町村設置、278施設

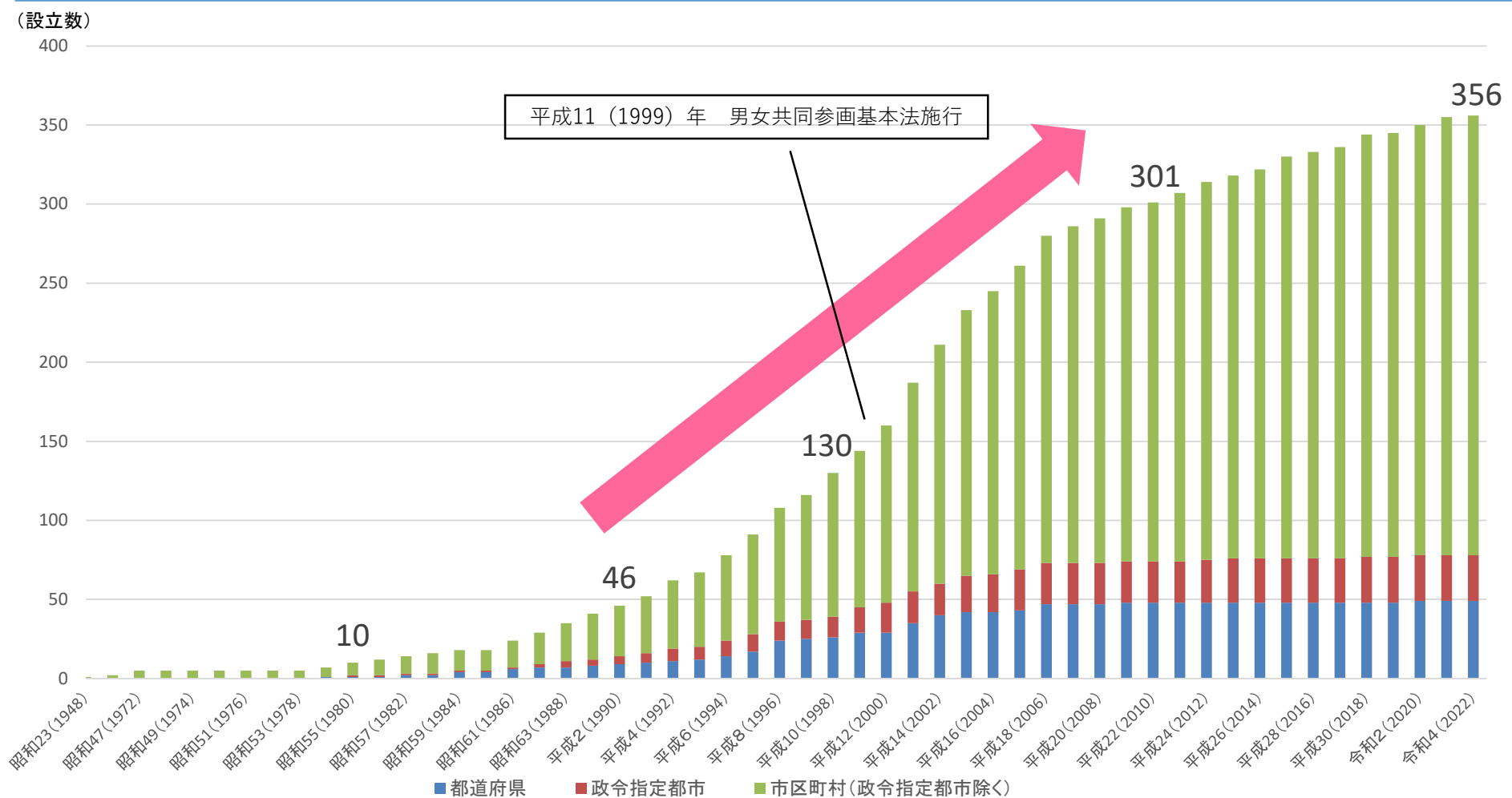
全国計356施設

※運営形態：直営249施設、指定管理84施設、その他33施設

（直営及び指定管理者制度の併用等により運営している施設があるため、設置施設数とは一致しない。）

男女共同参画センターの設置状況

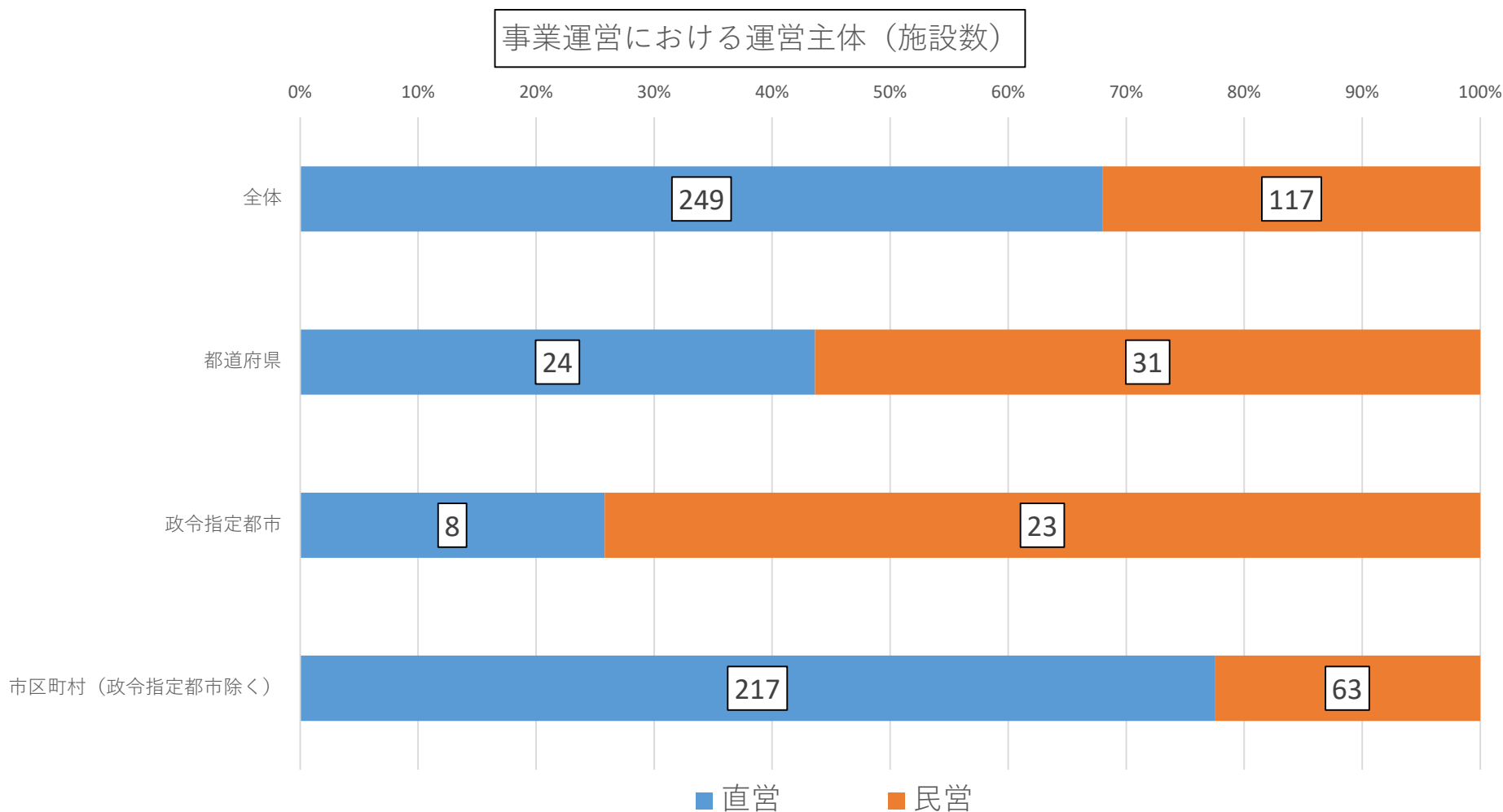
○令和4（2022）年4月1日現在で設置されているセンターについて、それぞれの設置年以降の合計数の推移をみると、1990年代から2000年代中頃にかけて多く設置されており、20年間（1990-2010）で6.5倍に増加している。



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
 2. 令和4（2022）年4月1日現在で設置されている男女共同参画センターの設置年ごとに集計したもの。
 既に廃止されている施設は含まれない。

男女共同参画センターにおける事業の運営形態

○全体の約3割のセンターにおいて民営となっており、都道府県では約6割、政令指定都市では約7割のセンターが民営となっている一方、市区町村（政令指定都市除く）では約2割となっている。



男女共同参画センターにおける職員数（常勤・非常勤別）

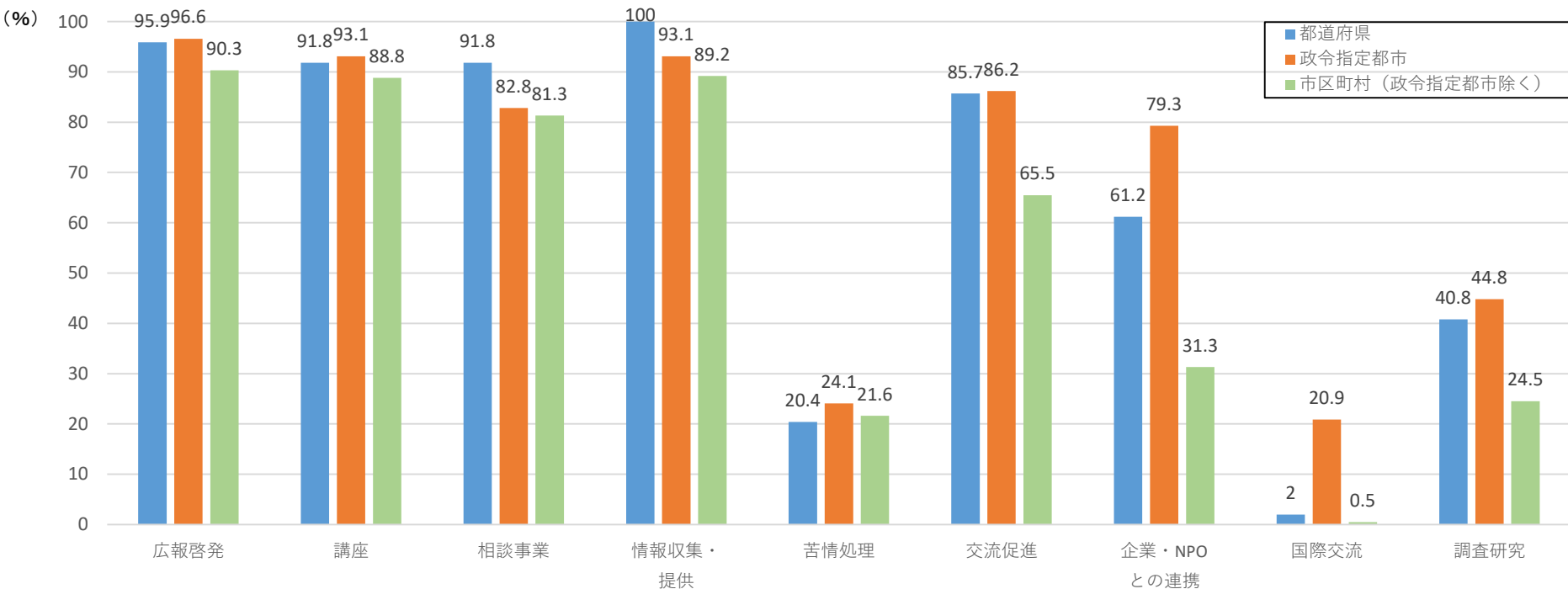
○都道府県及び政令指定都市と比較すると、市区町村（政令指定都市除く）における1センター当たりの職員数は、約半数以下となっている。

(令和4(2022)年4月1日現在)	施設数 【A】	職員数 【B】			1センター当たりの職員数（人） 【B】 / 【A】		
		常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計
都道府県	49	374	342	716	7.6	7.0	14.6
政令指定都市	29	270	269	539	9.3	9.3	18.6
市区町村 (政令指定都市除く)	278	1,014	933	1,947	3.6	3.4	7.0
合計	356	1,658	1,544	3,202	4.7	4.3	9.0

(備考) 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）」より作成。

男女共同参画センターで実施している主な事業 ①

○都道府県、政令指定都市及び市区町村の8割以上のセンターにおいて、「広報啓発」、「講座」、「相談」及び「情報収集・提供」事業を実施している。



【主な事業項目】

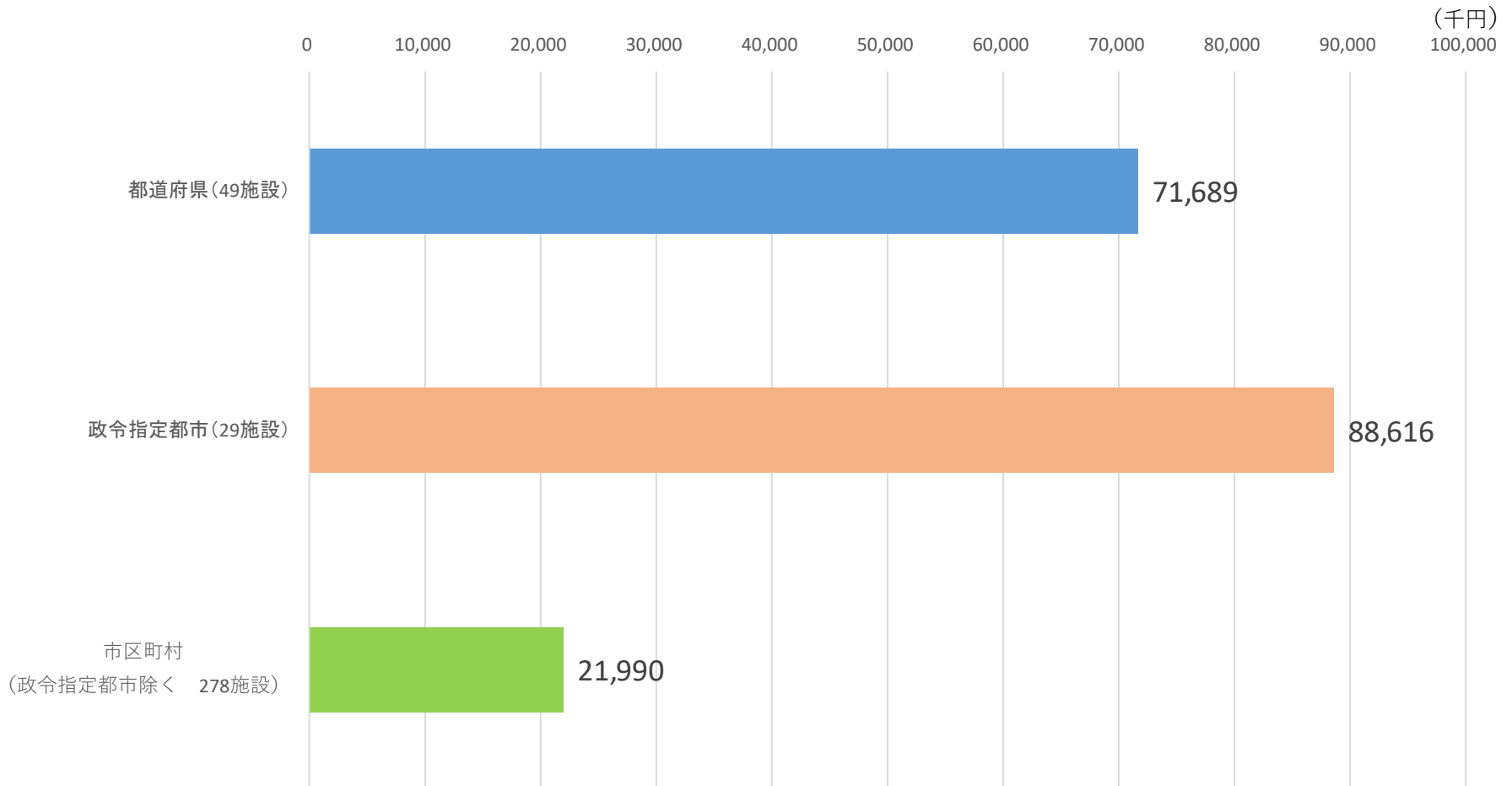
- 広報啓発：男女共同参画の推進を目的としたフォーラム・シンポジウムの開催、広報誌の発行
- 講座：教養・知識等を身につけるための講座の開催、技術・資格の取得
- 相談事業：子育て等家庭に関する相談、女性の健康に関する相談、女性に関する法律相談への対応等
- 情報収集・提供：書籍資料・情報の収集、図書館やHP等を通じた情報提供
- 苦情処理：当該区域に在住・在勤している住民から苦情の申し出があった場合や、苦情の原因となった事業が当該区域内で発生した場合の相談への対応
- 交流促進：働く女性同士の交流会、子育てサークル、女性団体・グループ交流を目的としたイベントの開催等
- 企業・NPOとの連携：男女共同参画の推進を目的とした企業・NPOの取組の促進（アドバイザー等派遣、講座・セミナー・講演会等の開催）
- 国際交流：海外からの女性グループ等の招聘、海外の姉妹都市等の交流イベント等
- 調査研究：男女共同参画に関する意識調査や他地域の男女共同参画に関する事例研究等の調査・研究

(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）」より作成。
 2. 割合は、都道府県・市区町村におけるセンターの設置総数に占める割合。

男女共同参画センターで実施している主な事業 ②

○市区町村（政令指定都市除く）における1センター当たりの平均事業予算額は、都道府県の約3分の1程度、政令指定都市の約4分の1程度となっている。

1センター当たりの平均事業予算額（令和4（2022）年度予算）



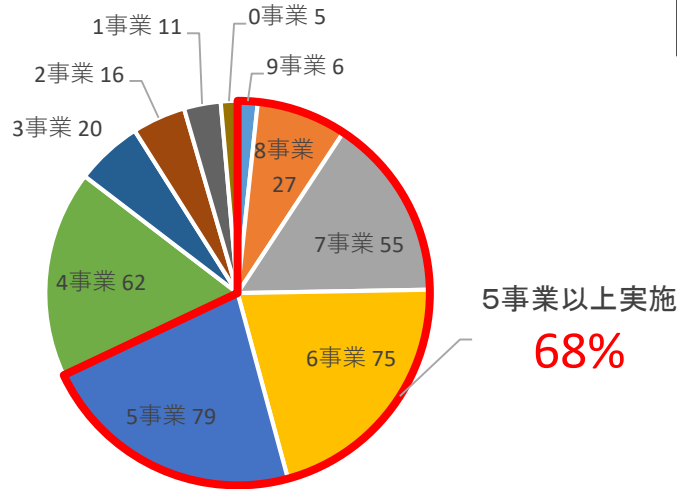
(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）」より作成。

2. 予算額について、人件費や設備の補修費等を含まないものとして調査を実施。

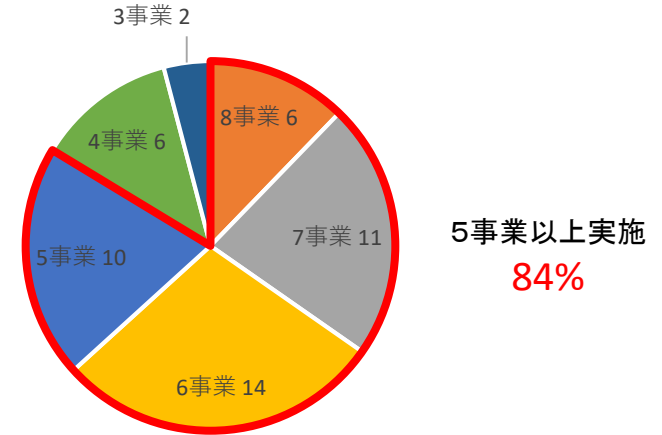
男女共同参画センターで実施している主な事業 ③

○主な事業項目のうち、全国約7割のセンターにおいて、5事業以上実施している。5事業以上実施しているセンターは、都道府県で8割、政令指定都市では9割以上である一方、市区町村においては、約6割程度にとどまっている。

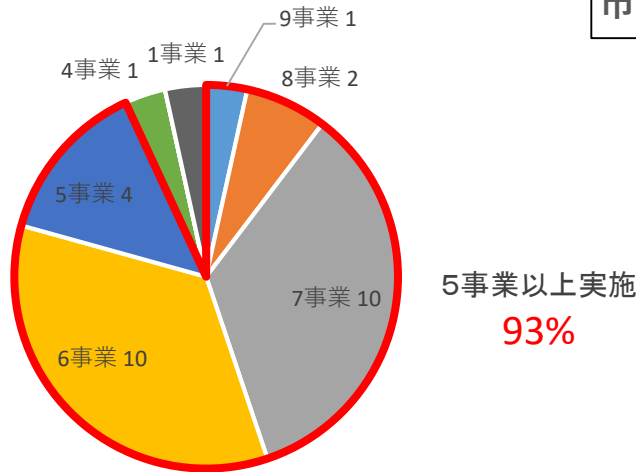
全 国



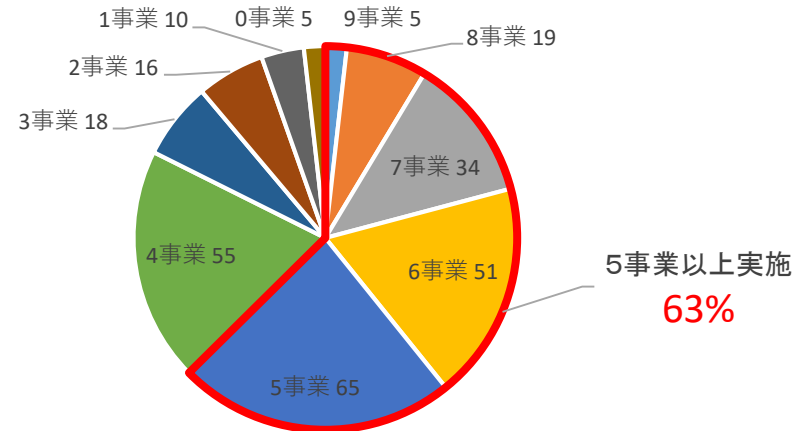
都道府県



政令指定都市



市区町村（政令指定都市除く）



(備考) 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）」より作成。